

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび千葉分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和8年9月3日

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

(事務局：千葉県総合企画部交通計画課内)

電話：043（223）2063

千葉県バス対策地域協議会第 2 回分科会協議結果総括表

分科会名：千葉分科会
協議年月日：令和 8 年 8 月 7 日

協 議 路 線				関 係 市 町 村	分科会における協議結果	備 考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実施予定年月日)			
千葉シーサイド バス 株式会社	花島 ・ 長作線	花島公園・JR 幕張駅 (長作町)	路線の廃止 (令和 8 年 10 月 1 日)	千 葉 市	協議路線について、以下とおり事業者の意向が示された。 ・路線の廃止日を令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 4 月 1 日に変更する。 ・令和 8 年 1 0 月 1 日から「長作町から花島公園」の区間を廃止し、「長作入口から長作小学校 (旧公民館前、小谷津、小谷津坂上経由)」の間は経路を変更する。 ・令和 8 年 1 0 月 1 日からは必要な輸送力を確保した上で平日及び土曜は減便し、日曜、祝日及び年末年始は全便を運休する。 ・令和 9 年 4 月 1 日以降の運行については、令和 8 年 1 0 月 1 日以降の運行の状況により判断する。 これを受けて、代替交通の確保について、以下のとおり市から意向が示され、関係者間で了承を得た。 ・令和 9 年 4 月 1 日以降の代替交通の検討等について、千葉市地域公共交通活性化協議会にて関係者での協議を続ける。	